

開会の日 令和3年12月10日(金)
場 所 委 員 会 室

◆出席委員(6人)

委員長	籠 山	恵美子
副委員長	上ヶ吹	豊孝
委員	野村	勝憲
委員	住田	清美
委員	井端	浩二
委員	谷口	敬信

◆欠席委員(なし)

◆説明のために出席した者の職氏名

市長	都 竹	淳 也
副市長	湯之下	明 宏
総務部長	泉 原	利 匡
環境水道部長	横 山	裕 和
水道課長	谷 口	正 樹
水道課管理係課長補佐	檜 木	正 憲
水道課上水道係課長補佐	川 邊	哲 生
農林部長	野 村	久 徳
農業振興課長	堀之上	亮 一
農業委員会事務局長	小 林	観 善
基盤整備部長	森	英 樹
都市整備課長	忍	哲 也
都市整備課都市整備係長	吉 澤	智 之
文化振興課文化担当係長	三 好	清 超

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡 田	浩 和
書記	渡 辺	莉 奈

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

議案第99号	飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
議案第100号	飛騨市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例について
議案第101号	飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例について

(開会 午前11時05分)

◆開会

●産業常任委員長（籠山恵美子）

おはようございます。予定の時間を少し過ぎましたけれども、全員そろいましたので、ただいまより産業常任委員会を開きます。本日の出席委員は、全員であります。

会議録署名は委員会条例第30条の規定により、委員長がこれを行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付のとおりです。審査に入る前に、お願いをします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けたのち、マイクを使い、自己のお名前を教えてください。質問は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。

また、執行部側の説明において、議案の朗読を省略することといたしますのでお願いいたします。以上、ご協力をお願いいたします。

◆1. 付託案件審査

◆議案第99号 飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

●産業常任委員長（籠山恵美子）

それでは付託案件の審査を行います。議案第99号、飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●産業常任委員長（籠山恵美子）

横山環境水道部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□環境水道部長（横山裕和）

それでは、議案第99号について説明申し上げます。6ページの要旨をご覧ください。提案理由でございます。給水料を改定するための改正でございます。条例の概要でございますが、背景及び趣旨につきましては、今後の人口減少による水道料金の減収が見込まれる中で、水道施設の更新や耐震化を計画的に進め、水道事業を将来にわたって安定的に継続していくために策定した、飛騨市水道事業経営戦略に基づき給水料を改定するものでございます。

改訂の要点でございます。1番といたしまして、大口径の使用者は一度に大量の水の使用が可能でありその分多額の設備投資や維持管理が必要となることから、新たに口径別の料金体系を採用し、費用負担の公平性を確保するものでございます。

なお、一般家庭の負担増を考慮し、口径13ミリ及び貢献20ミリの基本料金については、今回は改定を行わないものでございます。

2つ目でございます。今回の改定により口径25ミリ以上の使用者の基本料金が大幅に上昇するため、令和4年度と令和5年度の二段階で料金を引き上げるものでございます。

3番でございます。一般用の超過料金につきましては、現行からそれぞれ30円の値上げを行うものでございます。

4番でございます。公衆浴場用につきましては、現行の基本料金1万円を1万2,000円に、現行の超過料金27円を32円に改定するものでございます。

市民への影響等でございますが、料金改定により値上げとなるため、使用者の負担は増加することとなります。

ただし、一般家庭の負担を最小限に抑えるため、口径13ミリ及び口径20ミリの基本料金を据え置くとともに、急激な負担増加とならないよう、口径25ミリ以上の基本料金を段階的に引き上げることといたします。

施行日でございます。第1条は令和4年2月1日から、これが一段階目の改正でございます。第2条が令和5年2月1日からでございます。

7ページをお願いいたします。第1条関係の改正につきましては、令和4年4月請求分からの給水料から適用されます。第2条につきましては、令和5年4月請求分の給水料からの適用となります。

戻りまして4ページをお願いいたします。こちらが新旧対照でございますが、現行が左の料金でございます。これまで基本料金がすべて10立米まで1,000円としておりましたが、今回の改正で、右の表のように13ミリから100ミリまで、それぞれの基本料金に改正をいたします。併せて超過料金も改正をいたします。

次ページをお願いいたします。こちらが2回目、2年目の引き上げの分でございます。令和4年度分で引き上げた分を、さらに基本料金分、25ミリ以上の口径の分につきまして、もう一段階引き上げるといことで、2年に分けてこの部分は値上げを行うということございまして、こちらの右の表が令和5年4月支払い分からの料金となります。

続いて戻りまして3ページをお願いいたします。こちらの不足について少し説明をいたしたいと思っております。両年とも4月支払い分から新料金となるように付則で定めたものでございます。そのために、検針日からの支払い期間を計算いたしまして、施行日を定めたものでございまして、毎月の検針は20日を基準に行っておりますので、2月20日から3月20日までに使用した分、3月検針分から新料金になるということ、4月支払いから新料金になるように、施行期日と経過措置を定めたものでございます。以上でございます。

●産業常任委員長（籠山恵美子）

説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（野村勝憲）

今、説明ありましたけども、要するに口径25ミリ以上ということですね。使用者数は飛騨市全体でどれくらい居るんですか。

□水道課長補佐（檜木正憲）

25ミリ以上ということですので、正確な数字が必要でしょうか。

○委員（野村勝憲）

アバウトでもいいですよ。

□水道課長補佐（檜木正憲）

口径25ミリ以上ということでは、おおよそ420件。

○委員（野村勝憲）

事業計画するにあたって、必ず数値目標というのは必要になってきます。人口減少云々とうたっていますけども、人口減少、例えば2万人とか、飛騨市のどのへんを目安にされているんでしょ

うか。

□環境水道部長（横山裕和）

給水人口が令和9年度には、1万9,800人に減少すると予測して計画をいたしております。令和2年度末では2万2,830人となっております。

○委員（野村勝憲）

わかりました。もう1点ですけども、こういうコロナ禍で地域経済は非常に疲弊してきていると。そういう中でガソリン含めて、いろいろな燃料を含めて値上げがされてきている。また、これからもいろいろなかたちで起きてくると思います。

問題は地域経済に影響する商工を含めた経済界です。たしか反対があったような話をちょっと聞いたことあるんですけども、具体的にそういった経済界、これから地域経済に対する影響というのはどのように考えていらっしゃいますか。

△市長（都竹淳也）

商工会議所、商工会、観光協会等からご要望いただきまして、上昇分についての支援といたしますか、ご要望をいただいています。申し上げているんですが、水道料金そのものを減免等するのではなくて、来年度のことになりますので、また来年度の状況を見て、その経営に圧迫等があるというような状況であれば、別途、産業政策としての補助なり、支援策なり、そうしたものをするかどうかを、その時点で検討するというように申し上げております。

ですので、ほかの原材料高や燃料高もありますので、来年4月以降の経済の状況を見て判断することになるかと思えます。

○委員（野村勝憲）

私、個々にいろいろと聞いています。そういった中でやっぱり厳しい局面を迎えるだろうと。

ですから、総合的に経済政策を打っていただきたいと、来年度以降で結構ですから、そのへんは再確認ですけど、いかがですか。

△市長（都竹淳也）

どこに弱いところがあるかを見定めて、それで、どの程度影響があるかということを見定めて制作するというのは、今までずっと続けておりますので、同様な考え方の中で向かっていくということでございます。

○委員（上ヶ吹豊孝）

来年から値上げ予定なんですが、例えば値上げしなかった場合、先ほど言われた老朽化の更新工事とか耐震工事は、遅れることになるのでしょうか。

□環境水道部長（横山裕和）

来年度の改定で値上げを行わない場合は、非常に残高も減っていくことになりますので、今後の計画を見直した上で、やはり先送りするものが必要になってくることになろうかと思えます。

○委員（上ヶ吹豊孝）

ということは、値上げしなかった場合は、当然、老朽化工事、耐震工事が遅れるという認識でいいですね。

それともう1点、先ほど25ミリ以上の戸数は約420件というふうにあったんですが、例えば50ミリとか、75ミリは宿泊事業者という認識でよろしいのでしょうか。

□水道課長補佐（檜木正憲）

正式に言いますと100ミリが1事業者です。これは神岡の振興事務所でございますので、公共施設ということですし、75ミリ以上については11件ありますが、ほとんどで大きい工場関係でございます。宿泊と申しますと大体40ミリ。ホテル系で40ミリですし、旅館民宿ですと25ミリ、30ミリということで、大きい口径のほうにつきましては、ほとんど工場の大きいかたちということになっております。

○委員（上ヶ吹豊孝）

例えば、大口径は、そういった工場とかホテルなんですが、基本料金が2年目から、7割から8割増しですよ。その料金、例えば、超過分を大幅に上げて、基本料金をあまり上げないといった検討はされなかったのでしょうか。

□環境水道部長（横山裕和）

いろいろな自治体によって考え方があると思います。基本料金のほうを上げて、超過料金のほうをあまり上げないということで、逡増度と申しますか、料金をなるべく均衡させるというやり方もございます。

逆に、今言ったように基本料金を抑えて、多く使った人のほうをどんどん上げていくというようなやり方もございますけれども、私どもは、今の率が大体適正だと考えておりました。基本料金のほうを今まで一律にしておりましたので、ここについて、今回大きく方針を変更いたしまして改正させていただきますけれども、基本料金の段階部分は、とりあえず、今回はこの率でいきまして、今後、また改正が必要になったところで、どのようなバランスで上げていくかということは、またそのときに検討させていただきたいと思っております。

○委員（住田清美）

6ページから7ページにかけて、施行日のことについて再確認をさせていただきたいんですが、施行日が令和4年度2月1日で、その備考のところは4月1日、4月の請求分から適用ということなんですが、私たちは、認識として水道料金は来年度4月1日から上がるという認識があったんですが、この施行日が2月ということは、もう2月に使った水道料から高い料金で換算するということになるんですが、そのへんの市民への認識とか、例えば、4月から上がるから水道利用を控えようかと思った方が、2月から控えなくてはいけないというようなことについての周知とか市民の認識というのはどんな感じだと思いますか。

□環境水道部長（横山裕和）

これまで、市民説明会、区長会の場合でも、そこは注意して説明をさせていただきました。4月支払い分から上がるようにさせていただきたいということで説明をさせていただいておりますし、チラシにもそのように明記をさせていただいております。そのように理解いただけているものと考えております。

○委員（住田清美）

市民の皆さんへの周知が、そのように書いてあるのならいいんですが、私は施行日が4月1日で6月検針分からでもいいんじゃないかなと思ったものですから、ちょっと、そのような考えはなかったのかなと同じことを質問いたします。

□環境水道部長（横山裕和）

おっしゃられるとおり4月施行の検針からですと、6月支払い分からの上がるということでございますけども、私どものほうでは、4月請求分からさせていただきたいということで、説明会の席でもそのようにさせていただきたいということで、何度もお願いしてきたところでございます。

○委員（谷口敬信）

値上げすることによって全体で今まで大体幾ら水道料金ありまして、今度上がったときには、幾ら差額が出るというか、そういった金額をお聞かせ願えますか。

□水道課長補佐（檜木正憲）

令和2年度の税別でございますが、給水料の決算額を申し上げますと、3億5,067万円強でございます。それが令和4年度、同じ件数で単価を上げまして、一応、4億200万円ほどになるんですが、そこから、先ほど野村議員さんからもご質問ありましたが、人口とかが減っていきますので、その減少率を2年間で5.5%引かせていただきます。そうしますと、予測といたしまして、令和4年度の料金見込み額を3億8,000万円というふうなかたちで計上させていただいていますし、5年度につきましては、また人口も減るんですが、経過措置が外れまして正式な単価になりますので、令和5年度につきましては、3億7,400万円というふうなかたちで、予測をさせていただいております。

○委員（谷口敬信）

結果的には、人口が減る分だけ徴収料金は変わらないということでございますね。ありがとうございました。

●委員長（籠山恵美子）

ほかにありませんか。

●委員長（籠山恵美子）

私から1つお聞きしてもいいですか。旅館業とかそういう業者団体から要望書が出ていましたよね。水道料金の引き上げに理解を示しながらも、このコロナ禍での大変なときには、何とか配慮してくれというような要望書でしたよね。

議会にも上がってました。それも含めながら、各地域で説明会をされたと思うんですけども、そういう市民とのやりとりをする中で、市民の皆さんは概ね理解して下さったという感触ですか。

□環境水道部長（横山裕和）

今ほどご紹介がありましたように、商工団体からは、コロナの時期なのでということで、そういう要望が出たことは承知しております。

説明会の中では、やはり商工団体の方からそういう意見はございましたが、概ね、将来に向けて維持していくために必要な値上げであればやむを得ないということで、しっかり経営して欲しいというような意見のほうが多かったと思います。

●委員長（籠山恵美子）

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（籠山恵美子）

以上で質疑を終結します。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（籠山恵美子）

それでは、討論なしと認め、討論を終結しこれより採決をします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（籠山恵美子）

ご異議なしと認めます。よって、議案第99号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（籠山恵美子）

職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時25分 再開 午前11時26分 ）

◆再開

●委員長（籠山恵美子）

それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

◆議案第100号 飛騨市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（籠山恵美子）

議案第100号、飛騨市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□農林部長（野村久徳）

それでは、議案第100号についてご説明いたします。3ページの新旧対照表をご覧ください。農地利用最適化推進委員の定数を現行の15名から1名減らしまして、14名と改正を行うものです。

次に4ページの条例改正議案要旨をご覧ください。農地利用最適化推進委員は、農業委員会等に関する法律に定められております。その役割は、農業委員と連携して担当地区において担い手への農地集積や遊休農地の発生防止など、農地利用の最適化を図っていただくものです。制定改廃の根拠等は、農業委員会等に関する法律施行令第8条の規定に基づき、農地利用最適化推進委員の定数の基準に適合した定数とするものです。

条例の概要です。政令による定数の算定基準は、農地面積のヘクタール数の面積を100で除して得た数とされており、本市の最新の農地面積は1,400ヘクタールですので14名となります。現在の農地利用最適化推進委員の任期は令和4年6月30日となっております。

一方で、新しい農地利用最適化推進委員の推薦及び募集は、本改正条例制定後の令和4年1月

から行う予定です。このため、附則で経過措置を設けております。2ページにお戻りください。下段の附則をご覧ください。条例の制定期日は令和4年1月1日ですが、経過措置には施行の際に現に在任する推進は任期満了の日。つまり令和4年6月30日となりまして、また、3では定数についても、令和4年6月30日までは従前の例、つまり15名となっております。以上で説明を終わります。

●委員長（籠山恵美子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（野村勝憲）

説明ございました議案要旨の中の資料で、農地面積は1,400ヘクタールということがございますけども、100ヘクタールくらい減ったということの理解でよろしいですか。

□農業委員会事務局長（小林観善）

単純に100ヘクタール減ったというものではございません。本日お示ししております統計上で参りますと、平成28年に同じ面積調査でございますが、1,430ヘクタールでございました。それが徐々に10ヘクタールずつ年々減ってきたというかたちで、このたび1,400ヘクタールに

なったというものでございます。

○委員（野村勝憲）

そうすると28年から30ヘクタールぐらい減ったということですね。その減ったものは、例えば住宅地になったりとか、いろいろあると思えますけど、どのような傾向だったんでしょうか。

□農業委員会事務局長（小林観善）

農地が減ってきた大きな原因といたしましては、高齢化や人口減少に起因するものが大きいとは思いますが、山の中ですとか山際の農地の山林化というものによる帰農地によるものが大きいと判断しております。

○委員（野村勝憲）

私が住んでいるのは上町なんですけど、上町を含めて貴船町とか、こちらのほうは、結構、たんぼを売却されて住宅地になって、最近は貴船町では結構大きなものができつつあるんですよ。要するに市街地ですね。市街地はそっちのほうも多いんじゃないかと思えますが、そのへんはどうなんですか。

□農林部長（野村久徳）

ご指摘のとおり上町であるとか、貴船のほうは、雪も市内では少ないほうですし、便利もいいということで、住宅化等が進んでおりますが、今やっぱり一番大きいのは実際、事務局長のほうでご説明申し上げましたように、市内の基本的に地目が農地のところは毎年調査をするようなかたちになっていまして、ただ、なかなかいっぺんに精度を上げてできません。なので、割と山際で、すでに数年前から杉が植えてあったり、あるいは原野化したところを、非農地通知を出して、その分が減ったところが大きいというようになっております。

○委員（住田清美）

農地利用最適化推進委員の方についてお尋ねしたいんですが、農業委員会に絡む委員さんなんですが、この委員さんというのは、農業委員さんとは別個の立場の方がいらっしゃるのか、農業

委員さんが兼務されておられるのか、そのへんをお聞きしたいと思います。

□農業委員会事務局長（小林観善）

農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんは別の方でございます。農業委員さんの基本的な活動は、農地法等により権限に属された事項で農地の売買、賃貸なんかの許可とか、農地転用なんかの意見の具申を行っていただいておりますし、プラス農地等の利用の最適化ということを進めていただいているのが農業委員さんになります。

農地利用最適化推進委員さんは、その中の農地の利用の適正化について強化して、農業委員さんとともに集積ですとか、そういったものを進め、遊休農地の発生防止とか解消という現場活動を中心にやってもらうことが農業委員さんのお仕事となります。

○委員（住田清美）

現在は15名なんですが、定員いっぱい15名で農地利用最適化推進委員さんは設立されているのでしょうか。

□農林部長（野村久徳）

農業委員、農地利用最適化推進委員も上限を取っておりますので、この数で現在もご活躍いただいております。

○委員（住田清美）

今度、1名減になるということで、1人の見る範囲がちょっとずつ増えるというような認識になるのでしょうか。

□農林部長（野村久徳）

実はこの農地利用の農地利用最適化推進委員は担当地区で活動するという事になっております。農業委員さんはどっちかと全体の許可権限で合議体として審議するという事なんですが、その担当地区が、今ちょうど、たまたま14地区なんですよね。なので、数としてはちょうどになります。

●委員長（籠山恵美子）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（籠山恵美子）

それでは、質疑なしと認めます。以上で質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（籠山恵美子）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（籠山恵美子）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第100号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（籠山恵美子）

職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時35分 再開 午前11時36分 ）

◆再開

●委員長（籠山恵美子）

それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

◆議案第101号 飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例について

●委員長（籠山恵美子）

それでは、議案第101号、飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□基盤整理部長（森英樹）

それでは、議案第101号についてご説明いたします。4ページの議案要旨をご覧ください。議案名、飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例について。提案理由ですが、史跡江馬氏館跡公園の面積変更に伴う改正でございます。

条例の概要です。江馬氏城館跡保存管理計画に基づく遺構の保存を目的として、史跡江馬氏館跡公園として管理するため、新たに民有地を購入したことに伴い、同公園面積を改正するもので、従前2.40ヘクタールを、改正後2.49ヘクタールに改正するものです。市民への影響はございません。

一番下、備考欄の平面図をご覧ください。黒枠の部分が、既設公園部分の2.40ヘクタールでございます。その上、赤枠のところは土地購入により新たに増える部分0.09ヘクタールでございます。3ページの新旧対比表をご覧ください。左側、現行の部分の面積2.40ヘクタールを、右側の改正案側の面積2.49ヘクタールに変更するものでございます。

なお、施行日は公布の日です。以上で説明を終わります。

●委員長（籠山恵美子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（野村勝憲）

広がった0.09ヘクタールということですけども、これは道路を挟んで向こう側ということになると思いますけども、これを利用していくのに、どのようなことを考えていらっしゃるんですか。将来的には、いわゆる利活用ですね。

□教育委員会文化振興係長（三好清超）

活用については、まず、発掘調査等の調査に基づいて、そして史跡の価値をわかりやすいかたちで整備をするというようなことを考えております。以上です。

○委員（野村勝憲）

そうしますと、将来的なことを含めての話ですけども、この周辺の土地をまた購入して発掘調査等を含めて、そういったことをまた拡大されるという理解でよろしいのでしょうか。

□教育委員会文化振興係長（三好清超）

昭和56年に、公有地化の計画が出てできていますので、その計画に基づいた範囲が対象となります。

○委員（野村勝憲）

なるほど。わかりました。

●委員長（籠山恵美子）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（籠山恵美子）

それでは、質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（籠山恵美子）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（籠山恵美子）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第101号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

●委員長（籠山恵美子）

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りします。ただいま議決しました3案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（籠山恵美子）

異議なしと認めます。よって、委員会報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

◆閉会

●委員長（籠山恵美子）

以上をもちまして、第13回産業常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午前11時45分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

産業常任委員会委員長 籠山恵美子